

## 【中央会からのお知らせ】

消費税軽減税率レジ補助金の手続き要件の変更（申込期限の実質延長）のお知らせ

国では「消費税軽減税率対策補助金」により、軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方には、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度を設けていますが、本年10月1日の消費税軽減税率制度開始を目前に控え、一部の機種で品薄状態となり、補助金の手続きが間に合わないケースが多く出てくる恐れが生じていることから、手続き要件の変更（申し込み期限の実質延長）を行いました。

従来本年9月30日までの軽減税率対応レジ設置・支払が済んでいることを補助要件としていたものを、同9月30日までに契約等の手続きが完了していれば補助対象とすることに要件を緩和しました。

補助金の活用を予定されている方はお早めにお手続きを行って下さい。

○制度の詳細は、下記軽減税率対策補助金事務局まで

フリーダイヤル：0120-398-111（9:00～17:00（土休日を除く））

ホームページ：<http://kzt-hojo.jp/>

○また補助金要件の変更については下記中小企業庁ホームページを参照下さい。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190828004/20190828004.html>

## 軽減税率対策費補助金（レジ補助金）の補助対象期間について

本補助金の補助対象要件となっている 2019 年 9 月 30 日までの設置（導入・改修）、支払い期限については、以下のとおり変更となりました。

### 軽減税率対応レジ・券売機の導入・改修の支援

#### 【変更前】

2019 年 9 月 30 日（月）までにレジ・券売機の 設置（導入・改修）、支払いを完了し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

#### 【変更後】

2019 年 9 月 30 日（月）までにレジ・券売機の 契約等の手続きを完了し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

### 請求書管理システムの導入・改修の支援（※）

#### 【変更前】

2019 年 9 月 30 日（月）までに請求書管理システムの 導入・改修、支払いを完了し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

#### 【変更後】

2019 年 9 月 30 日（月）までに請求書管理システムの 契約等の手続きを完了し、2019 年 12 月 16 日（月）までに補助金を申請する。

（※）請求書管理システムの導入・改修のうち、ソフトウェア自己導入型（C-2 型）（中小企業・小規模事業者自らがパッケージ型の製品・サービスを購入し導入する場合）については、従来どおり導入・改修を終え支払いを完了する日が、2019 年 1 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日までの間であるものが補助の対象になります。

### 受発注システムの改修等の支援

変更なし

本件に関する詳細はこちら  
<軽減税率対策補助金事務局>

<http://kzt-hojo.jp/>



# 軽減税率に対応していないレジは 買替・改修が必要です



レジ



POSレジ



モバイルPOSレジ

## 軽減税率制度はあなたのお店にも影響があります。

今年の10月から軽減税率制度が実施されるにあたり、軽減税率対象商品を取引する場合、「標準税率」と「軽減税率」を区分した請求書や領収書の発行が必要となります。今、軽減税率対応のレジに買替・改修すれば、

## 国の補助金が使えます。

レジ1台あたり20万円まで。原則、費用の3/4を補助。

軽減税率対策  
補助金事務局

お問い合わせは  
こちらまで

0120-398-111  
(通話料無料)

受付時間 9:00~17:00  
(土・日・祝除く)

補助金の詳細はこちらまで▼

レジ 補助

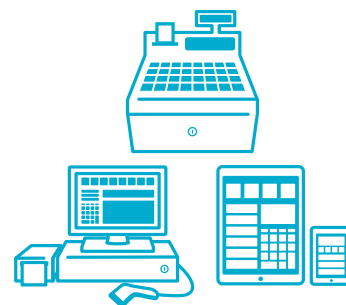


# 1 軽減税率対応レジや券売機の導入・改修の支援

## ☑ ポイントチェックしよう！

- 今使っているレジが軽減税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日(月)までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日(月)までに補助金を申請する(メーカーや販売店、ベンダー等の代理申請も可能)。

- 対象者** 軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売業者等
- 補助率** 原則3/4  
なお、3万円未満のレジ購入の場合 4/5
- 補助上限** レジ1台あたり20万円、券売機 1台あたり20万円  
なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円  
1事業者あたり上限200万円
- 完了期限** 2019年9月30日(月)まで



# 2 請求書管理システムの改修等の支援

## ☑ ポイントチェックしよう！

- 区分記載請求書等保存方式に対応するため、システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 2019年9月30日(月)までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日(月)までに補助金を申請する(メーカーや販売店、ベンダー等の代理申請も可能)。

- 対象者** 軽減税率制度の実施に伴い請求書管理システムの改修等を行う必要がある  
中小の卸売事業者、製造事業者等
- 補助率** 原則3/4
- 補助上限** 150万円 ※プリンター、パソコン等のハードウェアの上限は10万円
- 完了期限** 2019年9月30日(月)まで



# 3 受発注システムの改修等の支援

- 対象者** 軽減税率制度の実施に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある  
中小の小売事業者、卸売事業者等
- 補助率** 原則3/4
- 補助上限** 1000万円(発注システム)、150万円(受注システム) ※プリンター、パソコン等のハードウェアの上限は10万円
- 完了期限** 2019年9月30日(月)まで  
※対象者が自ら購入し導入する場合、補助金申請は、2019年12月16日(月)まで

